

◎ 土地収用該当事業用地買取等証明書の場合

◆ 買取等された者の住所及び氏名を記入すること。

◆ 買取等された農地等の所在、地番、面積、権利の種類及び買取等された年月日を記入すること。
「権利の種類」の欄は、農地等を譲渡した場合には「所有権」と、また、賃貸借の場合は「賃借権」と記入すること。

◆ 事業の内容について工事名及び用途を具体的に記入すること。

◆ 事業用地の買取等した者の主たる事務所の所在地及び名称を記入すること。

◆ 事業用地の提供を拒む場合に適用することができる根拠条文を具体的に記入すること。

例えば、「道路法の道路」の場合には、「土地収用法第3条第1号」と記入すること。

(参考)

その他の法律とは、次の法律をいいます。
河川法(第22条)、都市計画法(第69条)、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(第26条の4)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(第35条の4)、新住宅市街地開発法(第34条の4)、新都市基盤整備法(第10条)、流通業務市街地の整備に関する法律(第39条の4)、水防法(第10条)、土地改良法(第120条)、森林法(第50条、第55条)、道路法(第66条)、住宅地区改良法(第11条、第13条)、測量法(第19条)、鉱業法(第104条、第105条)、採石法(第35条)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用に関する特別措置法(第3条)

(給付-11)

土地収用該当事業用地買取等証明書

1 買取等相手方の住所・氏名

住 所 _____
氏 名 _____

2 物件の表示

所 在	地 番	面 積	権利の種類	買取等年月日
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		

3 買取等の目的

(1) 工 事 名
(2) 用 途

4 買取等した者の主たる事務所の所在地及び名称

5 所有権若しくは使用収益権の譲渡又は設定を拒むときは、収用又は使用することができる根拠法及び根拠条文

根拠法及び根拠条文 土地収用法第3条第 号
その他の法律

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

起業者 住 所

氏 名

問合せ先
担当部署:
担当者名:
電 話:

◆ 必ず年月日を記入すること。

◆ 必ず起業者の問合せ先を記入すること。